

達 示 第 4 号  
令和 2 年 3 月 2 3 日

札幌刑務所長 中 村 吉 一

「札幌刑務所懲罰手続規程」の制定について」を一部改正することについて  
標記について、下表のとおり一部改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 3 6 条 (1) ~ (5) 略 (6) 第 2 2 条に規定する補佐人は、札幌拘置支所においては庶務課長又はこれに準ずる者、札幌刑務支所においては<u>統括矯正処遇官 (教育担当)</u>又は<u>企画部門の統括矯正処遇官</u>若しくはこれに準ずる者、小樽拘置支所及び室蘭拘置支所においては支所長が指名する看守部長以上の階級を有する者とする。 (7) ~ (8) 略</p>	<p>第 3 6 条 (1) ~ (5) 略 (6) 第 2 2 条に規定する補佐人は、札幌拘置支所においては庶務課長又はこれに準ずる者、札幌刑務支所においては<u>統括矯正処遇官 (第三担当)</u>又はこれに準ずる者、小樽拘置支所及び室蘭拘置支所においては支所長が指名する看守部長以上の階級を有する者とする。 (7) ~ (8) 略</p>